

高知県教育委員会 会議録

令和6年11月定例委員会

場所：教育委員室

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 令和6年11月28日(木) 13:30

閉会 令和6年11月28日(木) 14:26

(2) 教育委員会出席者及び欠席者の氏名

出席者	教育長	長岡 幹泰
	教育委員	池 康晴
	教育委員	森下 安子
	教育委員	町田 美紀
	教育委員	弥勒 美彦

(3) 高知県教育委員会会議規則第8条、第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長(総括)	小笠原直樹
〃	教育次長	濱川 智明
〃	教育次長	今城 純子
〃	参事兼教育政策課長	鈴木 智哉
〃	教職員・福利課長	岡本 健 (付議第2号から第4号のみ)
〃	学校安全対策課長	高橋 潤 (付議第1号及び第2号のみ)
〃	高等学校課長	並村 一 (付議第1号及び第2号のみ)
〃	特別支援教育課長	板橋 潤子 (付議第1号及び第2号、第5号のみ)
〃	生涯学習課長	原 貴 (付議第1号及び第2号、第6号のみ)
〃	教育政策課課長補佐	森田 雄一
〃	教育政策課主任指導主事	井上 雄二 (会議録作成)
〃	教育政策課主査	小松 名奈 (会議録作成)

(4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

教育長	11月定例委員会を開催する。
教育次長(総括)	(提案説明)
教育長	付議第2号から付議第6号は、高知県議会12月定例会に提出予定の議案について検討を行うものであるため、非公開の取り扱いとしたいが、賛成の委員は挙手をお願いします。
各委員	全員挙手
教育長	それでは、付議第2号から第6号を非公開の取扱いとする。

【付議第1号 高知県立学校における学校給食等の実施及び学校給食費等の管理に関する条例施行規則を制定する規則議案 (特別支援教育課・高等学校課)】

○特別支援教育課長・高等学校課長 説明

○質疑

池委員	県立安芸中学校の給食等については、どのような対応をされるのか。
事務局	現在、県立安芸中学校の学校給食の導入について、事務局内で検討調整をしているところ。
教育長	県立安芸中学校は、安芸市と話をした中では、県立中学校分の食事まで用意することがなかなかできないということだった。
事務局	今、安芸市は自校式で行っているが、それを給食センターの方に統合するという計画もあるようである。今すぐに県立中学校への提供はできないと連絡を受けている。
池委員	それでは、今は、生徒は弁当などを持参しているのか。
事務局	そうである。ただ、代替としてお弁当の販売も少し検討している。
町田委員	学校給食費の算出方法は地域ごとということだが、何か基準はあるのか。
事務局	県立中学校については、それぞれの市と委託契約を締結したうえで実施して頂いており、市立中学校と同様の金額となっているので、市によって多少金額に差がある。
事務局	県立特別支援学校は、一律で同じ金額になるようにしている。
教育長 各委員 教育長	付議第 1 号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いします。 全員挙手 付議第 1 号を原案のとおり議決する。

【付議第 2 号 令和 6 年度高知県一般会計補正予算に係る意見聴取に関する議案

(教育政策課)】

○教育政策課長 説明

○質疑

【非公開】

弥勒委員	資料 4 ページの「こうち未来創造グローバル人材育成事業」が 250 万円とあるが、奨学金等の対象は何人なのか。
事務局	来年度については、30 名を見込んでいる。

弥勒委員	これは補正予算なので、本予算が別途あるということか。
事務局	そうである。
事務局	この 250 万円は、協議会の準備のための経費で、これがそのまま生徒の留学費用に充てられるということではない。
弥勒委員	理解した。例年、どのぐらいの応募倍率なのか。
事務局	これまでは、文部科学省で実施をしていた。資料 5 ページにある 1 から 4 のコースが従来からあったもので、高知県からも応募はしていたが、なかなか採用にならず、良くて 1 名ないし 2 名が高知県から留学ができていたという状況が続いていた。
弥勒委員	応募が少ないのか。あるいは、成績や面接による選考があると思うが、その基準に合う人がなかなか高知県から出なかったということか。
事務局	応募そのものはもう少し数はあったが、なかなか採用にはならなかった。
弥勒委員	それは、奨学金が不十分だからといったことではないのか。
事務局	そういったことではない。
教育長	高知県独自で海外留学を支援する事業もある。
事務局	これまでは、県独自の留学プログラムを実施していた。そこでは、今年だと、9 名の生徒が台湾に留学している。
教育長	今回説明している事業は国の仕組みによるもので、それとは別に県独自のものがあつた。
事務局	今回、この新たな「こうち未来創造コース」を作ったことで、高知県独自の選考ができるようになるため、高知県からは多くの生徒に留学の場を提供できると考える。
弥勒委員	高知県独自の方は、何人くらい留学しているのか。
事務局	⑤のこうち未来創造コースで 25 人を想定している。
教育長	現在はどうか。
事務局	現在は、10 名前後であつた。

森下委員	トビタテ！留学JAPANは、大学生も活用している。国の方のハードルはすごく高く、やはり高知県から1、2名行くことが精一杯である。県独自の事業を作ったことは、とても有意義なことだと思う。計画書を立てること自体が、大学生にとってもとても学びになっており、成長に繋がっていくと学ばせてもらった。ぜひ、高校の先生方のご支援も得て、充実したものになっていけば良いし、良い施策であると思った。
町田委員	告知はどのようにされるのか。
事務局	チラシ等も作っていて、私立も含めて各学校には広報していきたいと思っている。
町田委員	チラシを配ることがメインか。
事務局	そうである。新たな制度ができるということも含めてチラシを作った。また、事前の説明会等も実施する。
教育長 各委員 教育長	付議第2号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いします。 全員挙手 付議第2号を原案のとおり議決する。

【付議第3号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案 (教育政策課)】

○教育政策課長 説明

○質疑

【非公開】

	【質疑等なし】
教育長 各委員 教育長	付議第3号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いします。 全員挙手 付議第3号を原案のとおり議決する。

【付議第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例議案に係る意見聴取に関する議案 (教職員・福利課)】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

【非公開】

	【質疑等なし】
教育長 各委員 教育長	付議第４号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いします。 全員挙手 付議第４号を原案のとおり議決する。

【付議第５号 高知県における言語としての手話の普及等の推進に関する条例議案に係る意見聴取に関する議案（特別支援教育課）】

○特別支援教育課長 説明

○質疑

【非公開】

池委員	良いことだと思う。過去、ろう学校ではあまり手話は積極的には指導していなかったイメージがあるが、それは何か理由があつてのことか。
事務局	ろう学校で手話をあまり使わなかったのは、手話はコミュニケーションにおいて使われるものであって、いわゆる日本語を学ぶというところでは、手話よりも、口の動きを読み解いて理解する口話のほうが、より学びやすいというところで、以前は学習されていた。現在は、そのようなことはなく、口話も手話もそれ以外の方法もあり、子どもが一番学びやすいものを選択できるようになっている。
池委員	ろう学校の教職員で、手話ができる方の割合はどのくらいか。
事務局	校内で手話検定等も行っており、異動したばかりはすぐには使えないが、在籍中に手話が獲得できるようになっている。
池委員	児童生徒の方はどうか。
事務局	児童生徒は、全員が手話を使っているわけではない。部分的に手話を使う方とか、手話主体とする方もいる。手話を使う方が多いのは事実であるが、重複障害の方とかは使わなかったりもするので、そういう意味では100%というものではない。
池委員	学校がセンター的な役割を果たして、一般の方々に手話を広げるといった活動等はされているのか。
事務局	一般の方向けには特にしてはいないが、教育相談等で、聴覚障害に関する内容について広めているところである。
池委員	教職員は人事異動があつて、もちろん事務局からろう学校へ配置になる

	こともあるし、他の肢体不自由や、知的障害の特別支援学校から異動になることも考えられると思う。そういう方々への指導等については、この条例で支援をしていくということであるが、課としてあるいは学校として、このように協力していくといったことがあるのか。
事務局	異動してきた教員等に関しては、今実施しているような手話講座や、校内の検定で進めることにしている。特に大きく変わることはなく、そこを強化していくような状況である。
森下委員	例えば、保護者の方に聴覚障害がある場合は、保護者に対してのコミュニケーションが、手話になる場合もあるかと思う。特別支援学校だけではなく一般の学校にも、広げていく必要があるのではないかと思う。これからだと思うが、ぜひそういう視点も持って、特別支援学校だけではなく、一般社会の中で手話が広がっていくような取組等もぜひ今後進めていただけたらと思う。
事務局	例えば、小中学校等における児童生徒に対しては、総合的な学習の時間等を使って、手話に対する理解を深めるための学習が進むような情報提供を県教委では準備していきたいと考えている。
教育長	手話は言語であるという認識を一般に広めるということだから、学校教育だけでなく、県全体で取り組んでいかないといけないことだと思う。一方で、学校教育として、進めていけることもあろうかと思う。
教育長 各委員 教育長	付議第5号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第5号を原案のとおり議決する。

【付議第6号 高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館の指定管理者の指定に関する議案に係る意見聴取に関する議案 (生涯学習課)】

○生涯学習課長 説明

○質疑

【非公開】

弥勒委員	過去の履歴を見ると、平成21年以降はずっと応募が1団体となっている。競争入札の建付けにはなっていると思うが、全く競争がない状態が続いている。これは、何か理由があるのか。サービスと金額が妥当なものであれば、何の問題もないのだろうが、公費を使うのにこのような状況がずっと続いていて、果たして本当に妥当なのか教えていただきたい。
------	--

事務局	高知県青年会館が継続的に指定管理者となっている理由としては、継続的に管理しているため、一定ノウハウがあり、また経費的にもかなり抑えてきて、効率的な運営をされているということが1点あるかと思う。参考金額を示す際に、実際にどのように積算するかというと、現在の指定管理者から参考見積りを頂いて、その中で財政当局と決定していく形になる。現在の指定管理者の運営状況がベースとなってくるところであるが、現在の指定管理者の金額自体がかなり低いと思う。兼務等はあるが、両施設合わせて10名で、大体年間3500万円ほどの人件費で運用されているので、給料の金額として見ても、決して高い金額ではないと考えている。ある意味、効率的な運営がされていることが、一つ理由だと考える。ただ、今後、県民サービスの向上も目指していく必要があるので、財政当局とも協議しながら、一定必要な金額はしっかり上積みをしていきたいと考えている。
弥勒委員	この10名で2つの施設の管理をしているのか。
事務局	そうである。
弥勒委員	受けてくれるところがなくなっても困るので、お互いに協議をしながら、落としどころを探って、今に至っているということか。
事務局	運営可能な金額をお示し頂いた上で、県においても、当然査定をしながら、金額を定めている。結果として、現在の指定管理者以外がなかなか参入しにくいといったところはあるかと思う。参考までに話すと、前回令和2年度の時には、問い合わせは他に1件あったと聞いている。
弥勒委員	公募としては、2か月ぐらい募集期間があり、関係先には、十分情報が届くように周知がされているのか。
事務局	一つは、当課のホームページに掲載をしているが、それ以外に、県全体での指定管理者募集の際の共通のホームページがあるので、そちらに掲載をして、関心を持った事業者には見ていただける状態にしている。
教育長	ただ、やはり平成21年度から、ずっとこの団体ということは、競争が本当に働いているのかという話にはなってくる。一方で、金額があまりにも低いのかもしれない。
事務局	県民サービスの向上も図っていかないといけないので、そういったところは、協議しながら運営の改善を図っていけるように取り組んでいきたい。
教育長 各委員	付議第6号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いします。 全員挙手

教育長	付議第 6 号を原案のとおり議決する。
-----	---------------------

※付議第 2 号から第 6 号議案については非公開議案であったが、令和 6 年 12 月高知県議会定例会が開会され、議案が公開されたことから、当該議案の会議録は公表するものとする。

(5) 議決事項

付議第 1 号から第 6 号

原案とおり議決